

たばこ対策取組宣言募集実施要領

1. 目的

島根県では、「未成年者の喫煙防止」、「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を柱に、県をあげてたばこ対策の取組を進めている。

今後さらに、たばこ対策を推進するため、第3次島根県たばこ対策指針の策定にあわせ「島根県たばこ対策推進宣言」を行った。

この宣言を、市町村、地域や事業所、関係機関、関係団体などにおいても、それぞれの立場から、たばこ対策に取り組むことを宣言し、具体的かつ主体的に取り組まれるように推進していくことを目的として、宣言募集を実施する。

2. 実施主体

島根県

3. 宣言内容

それぞれの立場で取り組めるたばこ対策の基本方針を「たばこ対策取組宣言」として作成し宣言する。

- (1) 健康長寿しまね推進計画など県の諸計画で示された「たばこ対策」から、逸脱していない宣言であること。
- (2) 宣言書の表題に「宣言名」、末尾に「宣言日」「宣言者名」を記載すること。
- (3) A4用紙に収まるように記載すること。

4. 対象者

市町村、地域や事業所、関係機関、関係団体など

(個人を除く、法人や任意団体など複数名で構成されるグループなどを対象とする)

5. 提出先・提出方法

- (1) 各所在地にある保健所を経由して、宣言書を島根県健康福祉部健康推進課へ提出
- (2) ホームページに掲載するため、電子ファイルを原則とする。
(手書きの場合は、保健所でPDFファイルに変換して提出)

6. 宣言の周知

提出された宣言書について、広く県民へPRを行う。

- (1) 提出された宣言書について、県のホームページに掲載する。
- (2) 県や各圏域でも、様々な機会を通じて宣言者の取り組みを紹介する広報などを行う。

7. その他

宣言書を提出した団体は、県が行うたばこ対策に関するアンケートなどの調査依頼に対して、できる限り協力をするものとする。

この実施要領は、平成27年5月18日から施行する。